

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
氏 名 大栄環境株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 金子文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年9月5日
許可の有効年月日 令和11年9月4日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず

以上11種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	令和6年9月5日
------	----------

5 鹿児島市の積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。